

# 令和7年度 世田谷区 介護サービス事業者等集団指導 ＜居宅介護支援・介護予防支援＞

---

世 田 谷 区  
介 護 保 険 課

1. <a href="#">運営指導について</a> . . . . .	3
2. <a href="#">指定更新申請及び各種届出について</a> . . . . .	5
3. <a href="#">運営指導における主な指導事例について</a> . . . . .	10
4. <a href="#">令和6年4月の制度改正について</a> . . . . .	19
5. <a href="#">その他</a> . . . . .	44
6. <a href="#">資料集及び参照法令等</a> . . . . .	47
7. <a href="#">受講結果報告書について</a> . . . . .	51

※スライド3枚目以降、文字色が青で青い下線が引かれている箇所は、クリックすると、別ウィンドウでリンク先が開かれます。

# 1. 運営指導について

---

# 1 運営指導について

## 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本としている（世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱を意識して引用）。

世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱 <https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2358/shidouyoukou0604.pdf>

## 指導方法

### ① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者に対する虐待の事案をはじめとした過去の指導事例等の内容について、一定の場所に集めた講習又はオンライン会議システム、インターネットを活用した動画の配信若しくはホームページへの資料の掲載により行う。

### ② 運営指導

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

## **2.指定更新申請及び各種届出について**

---

## 2 指定更新申請及び各種届出について

### 指定更新申請

- 指定事業者は、指定の**有効期間満了の前**に更新手続を完了しなければ、有効期間満了により指定の効力を失うこととなります。
- 有効期間の満了が近づきましたら、更新申請手続を行ってください。
- なお、指定更新申請書の提出期限等については、更新時期が近くなりましたら、対象事業所あてにお知らせします。

#### <提出書類>

- ✓ 以下の区ホームページを参照してください。

[指定更新申請について（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援） | 世田谷区公式ホームページ](#)

#### <提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

## 2 指定更新申請及び各種届出について

### 各種届出【加算届】

※居宅介護支援のみ該当

- 新たに加算の算定を行う場合又は加算区分を変更する場合（加算の算定を取りやめる場合を含む。）は、加算に係る届出書等の提出が必要です。

#### <提出時期>

- ✓ 届出に係る加算の算定開始月の前月の15日

〔 15日以前に区に届出を行った場合翌月から適用  
16日以降に区に届出を行った場合翌々月から適用 〕

※加算の算定の開始時期は届出を行った時期によって異なりますので、注意してください。

※事業所の体制について加算の算定要件を満たさない状況が生じた場合又は加算が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに上記届出書を提出してください。

#### <提出書類>

- ✓ 加算の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[介護給付費算定に係る体制等に関する届出（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）](#) | [世田谷区公式ホームページ](#)

#### <提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

## 2 指定更新申請及び各種届出について

### 各種届出【変更届】

- 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の指定を受けた内容に変更が生じた場合に、変更届を提出する必要があります。

※人員に関する変更の場合は、算定している加算について引き続き要件を満たしているか、あらためてご確認ください。

※人員に関する変更により、加算の算定要件を満たさなくなった場合には、加算届も併せてご提出ください。

#### <提出時期>

- ✓ 変更があった日から**10日以内**

#### <提出書類>

- ✓ 変更の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[変更届出、休止・廃止・再開届出\(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援\) | 世田谷区公式ホームページ](#)

#### <提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

## 2 指定更新申請及び各種届出について

### 各種届出【休止・廃止・再開】

- 事業所を廃止、休止又は再開する場合には、届出を行う必要があります。

#### <提出時期>

- ✓ 指定事業所を廃止又は休止をする場合は、予定日の**1か月前**
- ✓ 休止した指定事業所を再開する場合は、再開後**10日以内**

#### <提出書類>

- ✓ 届出の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[変更届出、休止・廃止・再開届出\(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援\) | 世田谷区公式ホームページ](#)

※必ず**事前に**電話（03-5432-2294）で相談してください。

※廃止又は休止に当たっては、**廃止後又は休止後における利用者の処遇**についても報告をしてください。

#### <提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

### **3.運営指導における主な指導事例について**

---

### 3 運営指導における主な指導事例について(アセスメント)

#### よくある指摘事項

- 居宅サービス計画等の作成又は変更に際し、アセスメントを行ったことが、事業所に保管する書類等からは確認できない。
- 居宅サービス計画等の変更に当たって行うアセスメントを、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない。
- アセスメント項目が、課題分析標準項目を備えていない。(※居宅介護支援のみ)
- アセスメントにおいて、一部の領域について状況の把握を行っていない。(※介護予防支援のみ)

※このテキストにおいて「居宅サービス計画等」とは、「居宅サービス計画」、「介護予防サービス計画」を指します。

### 3 運営指導における主な指導事例について(アセスメント)

#### チェックポイント

- ✓ 居宅サービス計画等の作成又は変更に際し、アセスメントを行っているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ **利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接**してアセスメントを行っているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 個別の課題分析手法については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）」別紙4「課題分析標準項目について」の「Ⅱ 課題分析標準項目」を具備しているか。なお、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」は、令和6年7月に一部改正されているため、[介護保険最新情報Vol.1286](#)を参照すること。（※居宅介護支援のみ）
- ✓ 以下の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握しているか。（※介護予防支援のみ）
  - 運動及び移動
  - 家庭生活を含む日常生活
  - 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
  - 健康管理

### 3 運営指導における主な指導事例について(サービス担当者会議)

#### よくある指摘事項

- 居宅サービス計画等の作成又は変更に当たり、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、担当者から意見を求めるためのサービス担当者会議を開催していない。
- 要介護更新認定（要支援更新認定）又は要介護状態区分（要支援状態区分）の変更の認定を受けた場合に、居宅サービス計画等の変更の必要性について担当者から意見を求めるためのサービス担当者会議を開催していない。
- サービス担当者会議を欠席した担当者に対し意見照会を行っていない、又は意見照会により担当者から得た意見を記録していない。

#### チェックポイント

- ✓ **居宅サービス計画等の作成又は変更**をした場合に、サービス担当者会議の開催又は意見照会により、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めているか。
- ✓ **要介護更新認定（要支援更新認定）又は要介護状態区分（要支援状態区分）の変更の認定**を受けた場合に、サービス担当者会議の開催又は意見照会により、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めているか。
- ✓ **やむを得ない理由**によりサービス担当者会議を欠席した担当者に対して、**照会等**により意見を求めているか。また、当該やむを得ない理由や意見を求めたこと及び照会に対する回答について記録しているか。

### 3 運営指導における主な指導事例について(居宅サービス計画等の説明・同意・交付)

#### よくある指摘事項

- 居宅サービス計画等の作成又は変更に際し、居宅サービス計画等原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明していない。
- 居宅サービス計画等の作成又は変更に際し、居宅サービス計画等原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていない。
- 居宅サービス計画等の作成又は変更に際し、居宅サービス計画等を利用者及び担当者に交付していない。
- 上記のいずれかにおいて**運営基準減算**を算定していない。(※居宅介護支援のみ)

#### チェックポイント

居宅サービス計画等の作成又は変更をした際に、

- ✓ 居宅サービス計画等原案の内容を利用者又はその家族に対して**説明**しているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 居宅サービス計画等原案の内容についての**同意**を、**利用者**から**文書**により得ているか。
- ✓ 居宅サービス計画等を利用者及び担当者に**交付**しているか。また、そのことが分かるよう記録しているか。

### 3 運営指導における主な指導事例について(モニタリング)

#### よくある指摘事項

- (1) モニタリングにおいて、少なくとも1月に1回(介護予防支援は3月に1回)、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。
- (2) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない。
- 上記(1)に該当する場合又は(2)に該当する状態が1月以上継続する場合において、**運営基準減算**を算定していない。(※居宅介護支援のみ)
- モニタリングにおいて、少なくとも1月に1回(介護予防支援は3月に1回)、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接したことが事業所に保管する書類等からは確認できない。

#### チェックポイント

- ✓ 居宅サービス計画等作成後、少なくとも**1月に1回(介護予防支援は3月に1回)**、**利用者の居宅を訪問して利用者に面接**し、モニタリングを行っているか。また、**その結果を記録**しているか。
- ✓ 利用者の居宅を訪問して、利用者に面接してモニタリングを行ったことが分かるように記録しているか。
- ✓ モニタリングの際に利用者の居宅訪問や面接ができない場合の「**特段の事情(※)**」について、記録しているか。※特段の事情とは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員又は担当職員に起因する事情は含まれない。

### 3 運営指導における主な指導事例について(勤務体制の確保)

#### よくある指摘事項

- 日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にした勤務表を定めていない。

#### チェックポイント

- ✓ 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成しているか。
- ✓ **常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確**にした勤務表を作成しているか。
- ✓ 兼務している従業員については、兼務している職種ごと又は兼務する事業所ごとに、それぞれ従事する時間帯を分けて勤務表に記載しているか。

### 3 運営指導における主な指導事例について(虐待の防止 (高齢者虐待防止措置) )

#### よくある指摘事項

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を開催した記録が確認できない。
- 虐待防止検討委員会の結果について、介護支援専門員又は担当職員に周知徹底したことが確認できない。
- 虐待の防止のための指針を整備していない。
- 虐待の防止のための研修を実施したことが確認できない。
- 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていない。
- 高齢者虐待防止措置未実施減算に該当するにもかかわらず、減算を行っていない。

#### チェックポイント

- ✓ **虐待防止検討委員会**を定期的を開催するとともに、その**結果**について、**介護支援専門員又は担当職員に周知徹底**を図っているか。また、そのことが分かるように記録をしているか。
- ✓ **虐待の防止のための指針**を整備しているか。
- ✓ **虐待の防止のための研修**を定期的実施しているか。（**年1回以上**）
- ✓ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置いているか。

### 3 運営指導における主な指導事例について(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

#### よくある指摘事項

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を、おおむね6月に1回以上開催していない。
- 感染対策委員会の結果について、介護支援専門員又は担当職員に周知徹底したことが確認できない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施したことが確認できない。

#### チェックポイント

- ✓ **感染対策委員会**を開催（おおむね**6月に1回以上**）するとともに、その**結果**について、**介護支援専門員又は担当職員に周知徹底**を図っているか。また、そのことが分かるよう記録にしているか。
- ✓ **感染症の予防及びまん延の防止のための指針**を整備しているか。
- ✓ **感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練**を定期的に実施しているか。（それぞれ**年1回以上**）また、そのことが分かるように記録しているか。

## 4.令和6年4月の制度改革について

---

## 4 令和6年度制度改正（1）人員配置基準における両立支援（治療と仕事①）

### 改正事項

介護現場において、**治療と仕事の両立が可能**となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下が見直された。

- ✓ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて「**治療と仕事の両立ガイドライン**」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、**週30時間以上の勤務**で「常勤」として扱うことを認める。
- ✓ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「**治療と仕事の両立ガイドライン**」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、**週30時間以上の勤務**で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

# 4 令和6年度制度改正（1）人員配置基準における両立支援（治療と仕事②）

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い：週30時間以上勤務の取扱い	○	○	○(新設)
「常勤換算」(※)の取扱い：週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める	○	○	○(新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）参考資料1より抜粋

# 4 令和6年度制度改正（2）介護支援専門員1人あたりの取扱件数（基準）〈居宅介護支援〉

## 改定事項

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しが行われた。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に**3分の1**を乗じた数を加えた数が**44**又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための**公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合**においては、要介護者の数に要支援者の数に**3分の1**を乗じた数を加えた数が**49**又はその端数を増すごとに1とする。

## チェックポイント

- ✓ 介護支援専門員の員数が、利用者の数（※）が44又はその端数を増すごとに1となっているか。
- ✓ ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合に、介護支援専門員数が、利用者の数（※）が49又はその端数を増すごとに1となっているか。

（※当該指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）

### 改正事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられた。

### チェックポイント

- ✓ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。
- ✓ **緊急やむを得ない理由**については、**切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件**を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録しているか。
- ✓ **身体的拘束等を行う場合**には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しているか。

## 4 令和6年度制度改正（4）他サービス事業所との連携によるモニタリング①

### 改正事項

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、**テレビ電話装置**その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しがされた。

ア テレビ電話装置等を利用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ① 利用者の心身の状況が安定していること。
- ② 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。
- ③ 介護支援専門員又は担当職員は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ テレビ電話装置等を利用して、利用者に面接する場合には、少なくとも**2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問し面接**すること。

## 4 令和6年度制度改正（4）他サービス事業所との連携によるモニタリング②

### チェックポイント

- ✓ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、**文書により利用者の同意**を得ているか。  
※**利用者の認知機能が低下している場合**など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。
- ✓ サービス担当者会議等において、次に掲げる①～③の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ているか。
  - ① 利用者の心身の状況が安定していることを主治の医師等による医学的な観点からの意見や以下に例示する事項等を踏まえて総合的に判断していること。
    - 介護者の状況の変化が無いこと。
    - 住環境に変化が無いこと。（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
    - サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと。
  - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができること。  
（テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。）
  - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ✓ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合において、少なくとも**2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問し面接**しているか。

## 4 令和6年度制度改正（5）居宅サービス計画等の作成に係る「主治の医師等」の明確化

### 改正事項

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員又は担当職員が居宅サービス計画等に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、**入院中の医療機関の医師を含むこと**が明確化された。

※「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画等を作成することが望ましい。

### チェックポイント

- ✓ 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画等に位置付ける場合に、主治の医師等の指示があることを確認しているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合で主治医等の意見を求めた場合に、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画等について、意見を求めた主治医等に交付しているか。また、そのことが分かるように記録しているか。

### 改正事項

書面揭示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として運営規程の概要や従業者の勤務体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**の情報を**ウェブサイト**（法人のホームページ等又は情報公表システム）に**掲載・公表**しなければならない。（令和7年度から義務化）

### チェックポイント

- ✓ 運営規程の概要や従業者の勤務体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**を**ウェブサイト**等に掲載・公表しているか。

#### 【重要事項の具体例】

- ・ 運営規程の概要
- ・ 介護支援専門員又は担当職員の勤務の体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況
- ・ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項

## 4 令和6年度制度改正（7）介護支援専門員1人あたりの取扱件数（報酬）〈居宅介護支援〉

### 改定事項

居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しが行われた。

- ア 居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)の取扱件数について、現行の「40未満」を「**45未満**」に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)の取扱件数について、改正前の「40以上60未満」を「**45以上60未満**」に改めた。
- イ 居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、**ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合**に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ)の取扱件数について、改正前の「45未満」を「**50未満**」に改め、居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅱ)の取扱件数について、改正前の「45以上60未満」を「**50以上60未満**」に改めた。
- ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、**3分の1**を乗じて件数に加えることとされた。

### チェックポイント

- ✓ 居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合には、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制の加算届をあらかじめ区に提出をしているか。

### 改正事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、**基本報酬を減算**する。

### チェックポイント

- ✓ **虐待防止検討委員会**を定期的で開催するとともに、その**結果**について、**介護支援専門員又は担当職員に周知徹底**を図っているか。また、そのことが分かるように記録をしているか。
- ✓ **虐待の防止のための指針**を整備しているか。
- ✓ **虐待の防止のための研修**を定期的の実施しているか。（**年1回以上**）
- ✓ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置いているか。

※高齢者虐待防止措置未実施減算については、[介護保険最新情報 Vol.1225（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））](#)の（問167、168、169、170）を確認すること。

## 4 令和6年度制度改正 (9) 業務継続計画未策定減算について

### 改正事項

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、**業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれかの業務継続計画を未策定の場合、基本報酬を減算する。(令和7年4月1日から適用)**

※業務継続計画の策定については、令和6年3月31日までは努力義務とされていたが、令和6年4月1日から義務化されている。

### チェックポイント

- ✓ **感染症の発生に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。**
- ✓ **非常災害の発生に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。**
- ✓ 介護支援専門員又は担当職員に対し、業務継続計画について**周知**しているか。
- ✓ 介護支援専門員又は担当職員に対し、業務継続計画について必要な**研修及び訓練を年1回以上**実施しているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。
- ✓ 業務継続計画には、必要な項目が記載されているか。(詳細については、[『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』（厚生労働省ホームページ）](#)等を参照すること。)

※業務継続計画未策定減算については、[介護保険最新情報 Vol.1225（令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1））](#)の（問164、165、166）を確認すること。

## 4 令和6年度制度改正（10）特定事業所加算①〈居宅介護支援〉

### 改正事項

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しが行われた。

- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- イ （主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターからの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨が明確化された。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件が削除された。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

# 4 令和6年度制度改正（10）特定事業所加算② <居宅介護支援>

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
1. 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること ※ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
2. 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること ※ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
3. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること			○	
4. 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○連携でも可

## 4 令和6年度制度改正（10）特定事業所加算③ <居宅介護支援>

算定要件	(Ⅰ) 519単位	(Ⅱ) 421単位	(Ⅲ) 323単位	(A) 114単位
5. 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		-	
6. 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること		○		○ 連携でも可
7. 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
<b>8. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</b>			○	
9. 居宅介護支援費に係る <b>運営基準減算又は</b> 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ※運営基準減算に係る要件が削除されました。			○	

# 4 令和6年度制度改正（10）特定事業所加算④ <居宅介護支援>

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
10. 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <b>45名</b> 未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は <b>50名</b> 未満）であること			○	
11. 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること		○		○ 連携でも可
12. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
13. 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）参考資料1より抜粋

### チェックポイント

- ✓ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童（いわゆるヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しているか。

※ 上記例示のほか、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない（仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられる。）。

- ✓ 主任介護支援専門員が、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合に兼務するときは、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所の職務に限っているか。
- ✓ 介護支援専門員が、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合に兼務するときは、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の職務に限っているか。

※ 「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

## 4 令和6年度制度改正（10）特定事業所加算⑥ <居宅介護支援>

### チェックポイント

- ✓ 利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であるか。

※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満。

※不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでないよう配慮すること。

## 4 令和6年度制度改正（11）入院時情報連携加算①〈居宅介護支援〉

### 改定事項

入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、改正前、入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、**入院当日中又は入院後3日以内**に情報提供した場合に評価するよう見直しが行われた。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定がなされた。

### チェックポイント

- ✓ 病院等の職員に対して提供した利用者に係る**必要な情報**は十分な内容か。
- ✓ 病院等の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供したことが分かるように記録しているか。
- ✓ 病院等の職員に対し、利用者に係る必要な情報提供を行った**日時**や**提供方法**について居宅サービス計画に**記録**しているか。
- ✓ 利用者1人につき1月に1回を限度として算定しているか。

※入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAXや郵送等による情報提供の場合にも、**先方が受け取ったことを確認**するとともに、確認したことについて**居宅サービス計画に記録**しておかなければならない。※[介護保険最新情報Vol.629\(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A\(Vol.1\)\)](#)の(問139)を確認すること。)

## 4 令和6年度制度改正（11）入院時情報連携加算② <居宅介護支援>

	改正前	改正後
入院時情報連携加算 (I)	<p>200単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p><b>250単位/月（変更）</b></p> <p>利用者が病院又は診療所に<b>入院した日のうちに</b>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  <b>※入院日以前の情報提供を含む。</b>  <b>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</b></p>
入院時情報連携加算 (II)	<p>100単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p><b>200単位/月</b></p> <p>利用者が病院又は診療所に<b>入院した日の翌日又は翌々日に</b>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  <b>※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</b></p>

## 4 令和6年度制度改正（12）通院時情報連携加算〈居宅介護支援〉

### 改正事項

通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が**歯科医師の診察**を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しがされた。

### チェックポイント

- ✓ 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の**診察**を受けるときに**介護支援専門員が同席**し、医師又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る**必要な情報の提供**を行っているか。
- ✓ 医師又は歯科医師から当該利用者に係る**必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録**しているか。
- ✓ 同席にあたり、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行っているか。
- ✓ 利用者1人につき1月に1回を限度として算定しているか。

## 4 令和6年度制度改正（13）ターミナルケアマネジメント加算①〈居宅介護支援〉

### 改正事項

ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、**医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象**とする見直しがされた。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しがされた。

### チェックポイント

- ✓ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問しているか。
- ✓ ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画に記録しなければならない。
  - ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
  - ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録
  - ③ 当該利用者が、**医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法**

# 4 令和6年度制度改正（13）ターミナルケアマネジメント加算② <居宅介護支援>

	改正前	改正後
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	在宅で死亡した利用者に対して、 <b>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で</b> 、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を <b>15回以上</b> 算定していること。 ※令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする。

## 改正事項

令和6年4月から居宅介護支援事業者も区市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから以下の見直しがされた。

ア 区市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分が設けられた。

イ 以下のとおり運営基準の見直しが行われた。

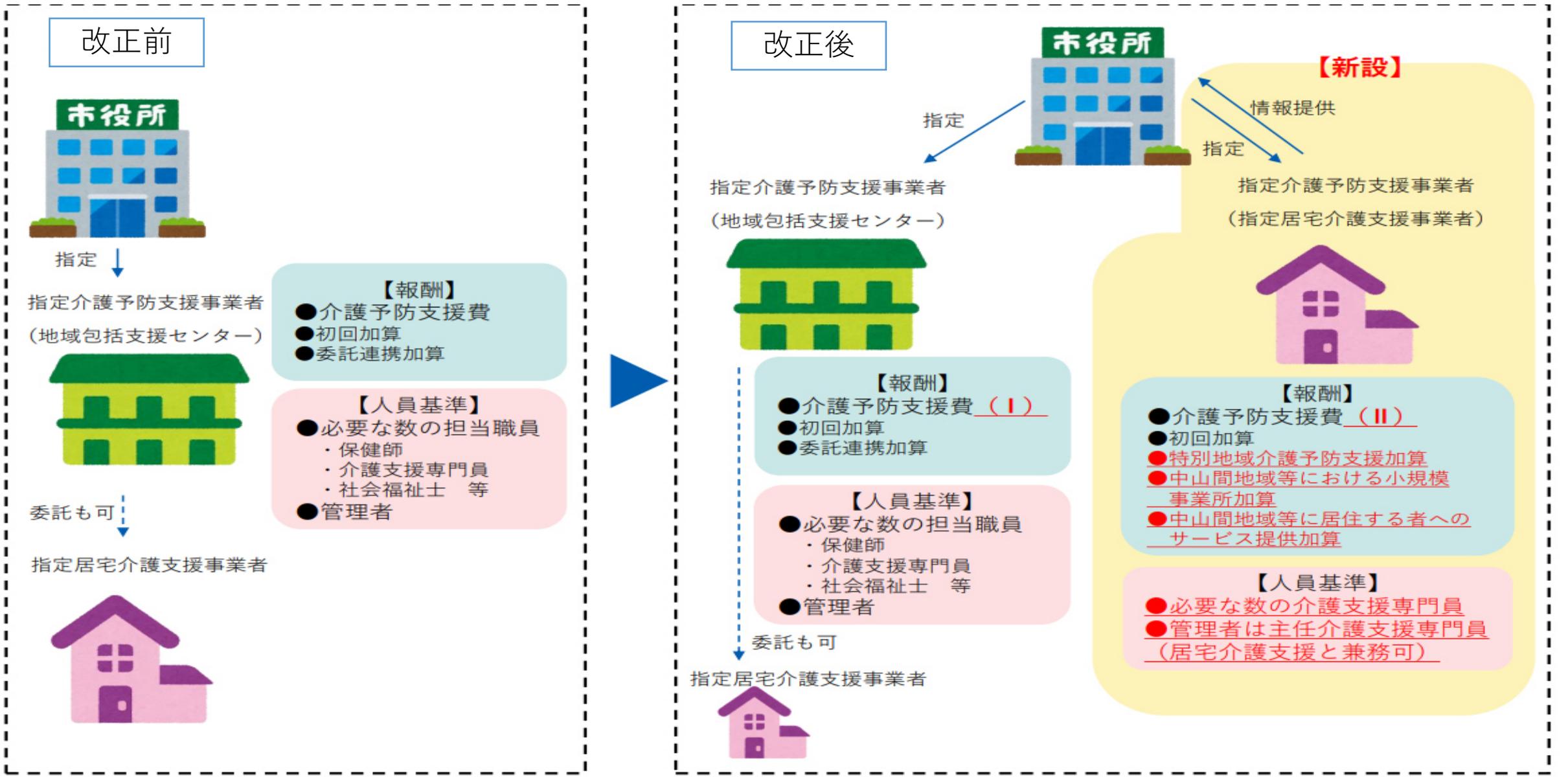
i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、**居宅介護支援事業者が指定を受ける場合**の人員の配置については、**介護支援専門員のみ**の配置で事業を実施することが可能とされた。

ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には**兼務を可能**とする。

ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。※世田谷区に該当地域はありません。

4 令和6年度制度改正(14)居宅介護支援事業者が区市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

＜介護予防支援＞



## 5.その他

---

# 5 その他（1）介護給付の適正化の視点に基づく居宅サービス計画等の作成について

## 口腔機能向上サービスを位置づける際の注意点

- 口腔機能向上加算は、口腔機能向上サービスを提供する事業所の利用者に対し、**一律に算定する加算ではありません。**
- 居宅サービス計画等に、口腔機能向上サービスを位置づける際は、加算の算定要件を満たしており、サービス提供（継続）を必要とする利用者であるかを確認してください。

### 対象となるサービス種別

・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）通所リハビリテーション

## チェックポイント

- ✓ 次のいずれかに該当する利用者であるか。
  - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
  - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
  - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
    - 👉 要介護認定調査時の状態と異なる状況である場合は、介護支援専門員又は担当職員が実施するアセスメント等において、口腔機能向上加算を算定できる利用者であるかを確認してください。ハの「その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」については、[介護保険最新情報vol.69（平成21年4月改定関係Q & A）](#)の（問14）を確認してください。

口腔機能向上サービスの提供開始から3月後のサービスの継続の判断について  
提供開始から3月後の状況において、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる場合は継続することも可能です。その際、**介護支援専門員又は担当職員によるモニタリング、通所介護等事業所からのサービスの実施状況の報告等から、介護支援専門員又は担当職員として継続の必要性を判断した上で、居宅サービス計画等に位置付けてください。**

## 5 その他（２）介護支援専門員証の有効期限について

- 介護支援専門員証の有効期間は5年間です。
- 介護支援専門員としての実務を続けるには、**介護支援専門員証の有効期間満了日までに、更新に必要な研修を受講**したうえで、**介護支援専門員証の更新交付手続を申請**する必要があります。
- 主任介護支援専門員（更新）研修修了証書の有効期間内であっても、介護支援専門員証の有効期限を経過すると、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することができません。
- 介護支援専門員証の有効期限と主任介護支援専門員（更新）研修修了証書の有効期間が異なる方は、特にご注意ください。期日に余裕を持って研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続を行ってください。

※研修の受講、更新手続については、東京都福祉局のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shikaku/koushintetsuduki>

## 6.資料集及び参照法令等

---

## 6 資料集及び参照法令等①

- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第30号）  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2371/1.pdf>
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号）  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2372/1.pdf>
- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の施行及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年3月世田谷区規則第25号）  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2371/2.pdf>
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成27年3月世田谷区規則15号）  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2372/2.pdf>
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号）

## 6 資料集及び参照法令等②

- 令和6年度介護報酬改定における改定事項（厚生労働省・社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）参考資料1）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について（介護保険最新情報 Vol.1286）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001271371.pdf>
- 「治療と仕事の両立ガイドライン」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001225327.pdf>
- 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（介護保険最新情報 Vol.1225）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>  
※その他、令和6年度介護報酬改定に関するQ & Aは、下記ページのリンクをご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)
- 『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

※ [介護保険最新情報掲載ページ](#) | 厚生労働省から令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を確認できます。

※ [介護保険最新情報（厚生労働省からの通知）](#) | [介護保険についてのお知らせ](#) | [東京都福祉局](#)から過去に発出された介護保険最新情報を確認できます。

## 6 資料集及び参照法令等③

- テキストに関係する世田谷区ホームページのページID一覧

世田谷区ホームページの右上「検索メニュー」から、「ページIDから探す」で下記番号をを入力して検索すると該当ページが表示されます。

ページID	表示されるページのタイトル
2 3 7 1	居宅介護支援に関する条例等ダウンロード
2 3 7 2	介護予防支援に関する条例等ダウンロード
2 3 6 7	指定更新申請について（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）
2 3 6 8	変更届出書、休止・廃止・再開届出(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援)
2 3 6 9	介護給付費算定に係る体制等に関する届出（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）
2 3 7 3	業務継続計画（BCP）について
2 3 5 9	世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

## 7. 受講結果報告書について

---

# 7 受講結果報告書について

## 提出方法等

- 集団指導資料を確認後、受講結果報告書（2ページ目のチェックシートを含む。）に必要事項を記入の上で提出してください。

### <提出期限>

- ✓ 令和7年9月8日（月）必着

### <提出方法>

- ✓ 下記のいずれかの方法による。**原則、オンライン申請による提出。**

#### （1）オンライン申請による提出の場合

下記のホームページ（世田谷区ホームページの集団指導の掲載ページ）の案内を参照の上、回答フォームに直接入力してください。（受講結果報告書の別途作成は不要。）

[https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online\\_tetsuzuki/2359.html](https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/2359.html)

#### （2）郵送提出の場合

受講結果報告書に必要事項を記入の上、下記の郵送先へ郵送してください。

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課 事業者指定・指導担当 あて

#### （3）ファクシミリ提出の場合

受講結果報告書に必要事項を記入の上、下記のファクシミリ番号へ送信してください。

FAX：03-5432-3042

- 資料に掲載している内容は、運営指導における主な指摘事項、令和6年4月の制度改正とともに全体のうち一部です。掲載していない項目についても、必ず根拠条例や告示等で要件等を確認してください。
- また、掲載している項目についても、根拠条例や告示等で要件等の全体を確認してください。
- 今後、Q&Aや通知が発出された場合や報酬改定の際には、取扱いが変更となる可能性があります。